

**背景**

- 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- 都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

## 医師の偏在の状況把握

### 医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、**医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す**ために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた**医師偏在指標**の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき「5要素」

- 医療需要（ニーズ）及び将来の人口・人口構成の変化
- 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種類（区域、診療科、入院／外来）

### 医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

## 『医師確保計画』（＝医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」）の策定

### 医師の確保の方針

（三次医療圏、二次医療圏ごとに策定）

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

（例）・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする  
・中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする等

### 確保すべき医師の数の目標

（目標医師数）

（三次医療圏、二次医療圏ごとに策定）

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出する。

### 目標医師数を達成するための施策

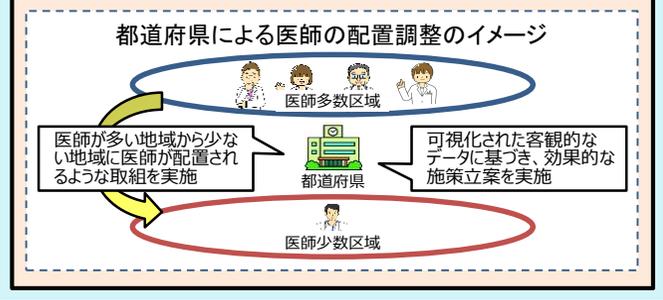
医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

（例）・大学医学部の地域枠を15人増員する  
・地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣する調整を行う 等

## 3年\*ごとに、都道府県において計画を見直し（PDCAサイクルの実施）

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	第7次						第8次					
医師確保計画	指標設計(国)	計画策定(県)	第7次				第8次(前期)		第8次(後期)			

\* 2020年度からの最初の医師確保計画のみ4年（医療計画全体の見直し時期と合わせるため）



# 医師偏在指標

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} (\times 1)}$$

$$\text{標準化医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比} (\times 1) = \text{地域の期待受療率} \div \text{全国の期待受療率} (\times 2)$$

$$\text{地域の期待受療率} (\times 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

(出典) 性年齢階級別医師数：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

平均労働時間：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

性年齢階級別受療率：平成26年患者調査 及び 平成27年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

人口：平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

※患者流入は、流入発生後のデータ（診療行為発生地ベース）を分母で用いることにより、加味している（平成26年患者調査より）

# 産科・小児科における医師確保計画を通じた医師偏在対策について

## 背景

- ・診療科別の医師偏在については、まずは診療科と疾病・診療行為との対応を明らかにする必要があり、検討のための時間を要する。
- ・一方、産科・小児科における医師偏在対策の検討は、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすい。

## 産科医師・小児科医師の偏在の状況把握

### 産科・小児科における医師偏在指標の算出

三次医療圏・周産期・小児医療圏ごとに、**産科・小児科における医師の偏在の状況を客観的に示す**ために、地域ごとの医療ニーズや、医師の性年齢構成等を踏まえた**産科・小児科における医師偏在指標**の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき要素

- ・医療需要(ニーズ)・人口構成の違い等
- ・へき地等の地理的条件
- ・患者の流出入等
- ・医師の性別・年齢分布

### 相対的医師少数区域の設定

全国の周産期・小児医療圏の産科・小児科における医師偏在指標の値を一律に比較し、下位の一定の割合を相対的医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。  
※労働環境に鑑みて、産科・小児科医師は相対的に少なくない地域等においても不足している可能性があることから、相対的多数区域は設定しない。



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

## 『医師確保計画』の策定

### 医師の確保の方針

(三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小を踏まえ、医療圏の見直し等も含め地域ごとの医師確保の方針を策定。

- ・医療圏の見直しや医療圏を越えた連携によってもなお相対的医師少数区域の場合は、医師の派遣調整により医師を確保する方針とする。等

### 偏在対策基準医師数

(三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに策定)

計画終了時点の医師偏在指標が、計画開始時点の「相対的医師少数三次医療圏」、「相対的医師少数区域」の基準値(下位33.3%)に達することとなる医師数を「偏在対策基準医師数」と設定。

### 偏在対策基準医師数を踏まえた施策

医師の確保の方針を踏まえ、偏在対策基準医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

- ・産科又は小児科の相対的医師少数区域の勤務環境を改善する。
- ・周産期医療又は小児医療に係る協議会の意見を踏まえ、地域医療対策協議会で、相対的医師少数区域内の重点化の対象となった医療機関へ医師を派遣する調整を行う等

## (施策の具体的例)

### ① 医療提供体制等の見直しのための施策

- ・医療圏の統合を含む周産期医療圏又は小児医療圏の見直し。
- ・医療提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化。
- ・病診連携の推進や、重点化された医療機関等から居住地に近い医療機関への外来患者の逆紹介の推進等による医療機関の機能分化・連携。
- ・地域の医療機関の情報共有の推進。
- ・医療機関までのアクセスに時間がかかる地域住民へ受診可能な医療機関の案内、地域の実情に関する適切な周知等の支援。

### ② 医師の派遣調整

- ・地域医療対策協議会における、都道府県と大学、医師会等の連携。
- ・医療機関の実績や、地域における小児人口、分娩数と見合った数の医師数となるような派遣先の医療機関の選定。
- ・派遣先の医療機関を医療圏ごとに重点化。医師派遣の重点化対象医療機関の医師の時間外労働の短縮のための対策。

### ③ 産科・小児科医師の勤務環境を改善するための施策

- ・相対的医師少数区域に勤務する産科・小児科医師が、研修、リフレッシュ等のために十分な休暇を取ることができるよう、代診医の確保。
- ・産科・小児科において比較的多い女性医師にも対応した勤務環境改善等の支援。
- ・産科・小児科医師でなくても担うことのできる業務についての、タスクシェアやタスクシフト。

### ④ 産科・小児科医師の養成数を増やすための施策

- ・医学生に対する必要な情報提供や円滑な情報交換、専攻医の確保に必要な情報提供、指導体制を含む環境整備、離職防止。
- ・小児科医師の中でも確保に留意を要する新生児医療を担う医師について、小児科専攻医を養成する医療機関において、新生児科(NICU)研修等の必修化の検討。
- ・産科・小児科医師におけるキャリア形成プログラムの充実化。

# 産科医師偏在指標

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。

$$\text{産科における医師偏在指標} = \frac{\text{標準化産科・産婦人科医師数}}{\text{分娩件数} (\text{※}) \div 1000\text{件}}$$

$$\text{標準化産科・産婦人科医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

(※) 医療施設調査の分娩数は9月中の分娩数であることから、人口動態調査の年間出生数を用い調整

# 小児科医師偏在指標

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 医療需要は、15才未満の年少人口に、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{小児科における医師偏在指標} = \frac{\text{標準化小児科医師数}}{\text{地域の年少人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} (\times 1)}$$

$$\text{標準化小児科医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比} (\times 1) = \text{地域の期待受療率} \div \text{全国の期待受療率} (\times 2)$$

$$\text{地域の期待受療率} (\times 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別年少人口})}{\text{地域の年少人口}}$$

注1) 「主たる診療科」が「小児科」ではない医師も、小児に対する医療を一定程度提供している場合がある。

注2) 患者の流出入に関しては、患者住所地を基準に流出入実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととする。

# 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

## 経緯

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、等の状況にある。
- それを踏まえ、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」において、**外来医療機能に関する情報の可視化、外来医療機能に関する協議の場の設置**等の枠組みが必要とされ、また、医療法上、医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（以下、「**外来医療計画**」）が追加されることとなった。

## 外来医療計画の全体像

### 外来医療機能に関する情報の可視化

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を**外来医師偏在指標**として可視化。

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\left[ \frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比} \right] \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}}$$

※ 医師偏在指標と同様、医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流入・流出、へき地などの地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の単位の5要素を考慮して算定。

- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、**外来医師多数区域**と設定。

### 新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標及び、外来医師多数区域である二次医療圏の情報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表し、**新規開業希望者等に情報提供**。

※ 都道府県のホームページに掲載するほか、様々な機会を捉えて周知する等、新規開業希望者等が容易に情報にアクセスできる工夫が必要。また、適宜更新を行う等、質の担保を行う必要もある。

※ 新規開業者の資金調達を担う金融機関等にも情報提供を行うことが有効と考えられる。

### 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

- 地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、**協議の場を設置**。  
※ 地域医療構想調整会議を活用することも可能。 ※ 原則として二次医療圏ごとに協議の場を設置することとするが、必要に応じて市区町村単位等での議論が必要なものについては、別途ワーキンググループ等を設置することも可能。
- **少なくとも外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、在宅医療、初期救急（夜間・休日の診療）、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）等の地域に必要とされる医療機能を担うよう求める。**

- 外来医療計画の実効性を確保するための方策例

- ・ 新規開業希望者が開業届出様式を入手する機会を捉え、地域における地域の外来医療機能の方針について情報提供
- ・ **届出様式に、地域で定める不足医療機能を担うことへの合意欄を設け**、協議の場で確認
- ・ 合意欄への記載が無いなど、**新規開業者が外来医療機能の方針に従わない場合、新規開業者に対し、臨時的協議の場への出席要請を行う**
- ・ 臨時的協議の場において、構成員と新規開業者で行った**協議内容を公表**等

## 今後の検討課題

- 外来医療機能の偏在の可視化等による新規開業者の行動変容への影響について、検証を行っていく。
- 十分な効果が得られない場合には、無床診療所の開設に対する新たな制度上の仕組みについて、法制的・施策的な課題を整理しつつ、検討が必要。

# 外来医師偏在指標

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

- 外来医療については、診療所の担う役割が大きいため、診療所医師数を、新たな医師偏在指標と同様に性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分し、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性・年齢階級による外来受療率の違いを調整する。

標準化診療所医師数

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\left( \frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比}^{(\ast 1)} \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}^{(\ast 3)}}$$

$$\cdot \text{標準化診療所医師数} = \sum \text{性・年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性・年齢階級別平均労働時間}}{\text{全診療所医師の平均労働時間}}$$

$$\cdot \text{地域の標準化外来受療率比}^{(\ast 1)} = \frac{\text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 2)}}{\text{全国の期待外来受療率}}$$

$$\cdot \text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 2)} = \frac{\sum (\text{全国の性・年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性・年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

$$\cdot \text{地域の診療所の外来患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所と病院の外来延べ患者数}}$$

(出典) 性年齢階級別医師数：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

平均労働時間：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

外来受療率：第3回NDBオープンデータ（平成28年度診療分）、人口推計（平成28年10月1日現在）

性年齢階級別受療率：平成26年患者調査 及び 平成27年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

人口：平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

外来延べ患者数：平成26年度医療施設静態調査※患者流出入は、流出入発生後のデータ（診療行為発生地ベース）を分母で用いることにより、加味している（平成26年患者調査より）

## 各都道府県が策定した医師確保計画

都道府県	医師確保計画 掲載先 URL
01 北海道	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/ishikakuho/ishikakuhoekikaku.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/ishikakuho/ishikakuhoekikaku.htm</a>
02 青森県	<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/ishikakuho_keikaku.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/ishikakuho_keikaku.html</a>
03 岩手県	<a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/ishikakuho/1028783.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/ishikakuho/1028783.html</a>
04 宮城県	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/rmpindex.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/rmpindex.html</a>
05 秋田県	<a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49896">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49896</a>
06 山形県	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090013/chiikiiryoshienshitsu/ishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090013/chiikiiryoshienshitsu/ishikakuhoekikaku.html</a>
07 福島県	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/ishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/ishikakuhoekikaku.html</a>
08 茨城県	<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ishikakuho/isei/ishikakuho/ishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ishikakuho/isei/ishikakuho/ishikakuhoekikaku.html</a>
09 栃木県	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kouhou/2020ishikakuhoekikaku-gairairyouekikaku2.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kouhou/2020ishikakuhoekikaku-gairairyouekikaku2.html</a>
10 群馬県	<a href="https://www.pref.gunma.jp/02/d10g_00136.html">https://www.pref.gunma.jp/02/d10g_00136.html</a>
11 埼玉県	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ishikakuhoekikaku.html</a>
12 千葉県	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/r2ichibu-kaitei.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/r2ichibu-kaitei.html</a>
13 東京都	<a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/kanren/ishikakuho.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/kanren/ishikakuho.html</a>
14 神奈川県	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f742/dainanaji.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f742/dainanaji.html</a>
15 新潟県	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ishikango/ishikakuhoekikakusakutei.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ishikango/ishikakuhoekikakusakutei.html</a>
16 富山県	<a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1204/kj00006481.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1204/kj00006481.html</a>
17 石川県	<a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/ishigairai/ishigairai.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/ishigairai/ishigairai.html</a>
18 福井県	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/ishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/ishikakuhoekikaku.html</a>
19 山梨県	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/42_002.html">https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/42_002.html</a>
20 長野県	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kenko/iryo/shisaku/2ndsogokeikaku2.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kenko/iryo/shisaku/2ndsogokeikaku2.html</a>
21 岐阜県	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/horei/11229/ishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/horei/11229/ishikakuhoekikaku.html</a>
22 静岡県	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-450/iryou/ishikakuhoekikaku.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-450/iryou/ishikakuhoekikaku.html</a>
23 愛知県	<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/aichikenishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/aichikenishikakuhoekikaku.html</a>
24 三重県	<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOKAI/HP/m0346100002.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOKAI/HP/m0346100002.htm</a>
25 滋賀県	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/311141.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/311141.html</a>
26 京都府	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/iryo/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/iryo/index.html</a>
27 大阪府	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/ishikakuhosakutei/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/ishikakuhosakutei/index.html</a>
28 兵庫県	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/ishikakuho_gairairyou_keikaku.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/ishikakuho_gairairyou_keikaku.html</a>
29 奈良県	<a href="http://www.pref.nara.jp/54919.htm">http://www.pref.nara.jp/54919.htm</a>
30 和歌山県	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/d00203807.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/d00203807.html</a>
31 鳥取県	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/290929.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/290929.htm</a>
32 島根県	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/hokenniryokeikaku/ishikakuho.html">https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/hokenniryokeikaku/ishikakuho.html</a>
33 岡山県	<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/654306.html">https://www.pref.okayama.jp/page/654306.html</a>
34 広島県	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/ishikakuho-gairairyouekikaku.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/ishikakuho-gairairyouekikaku.html</a>
35 山口県	<a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/6iryouekikaku/ishikakuho.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/6iryouekikaku/ishikakuho.html</a>
36 徳島県	<a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/tb/ippannokata/kenko/iryo/5014521">https://www.pref.tokushima.lg.jp/tb/ippannokata/kenko/iryo/5014521</a>
37 香川県	<a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_5/dir1_5_1/wfn4nw200228115843.shtml">https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_5/dir1_5_1/wfn4nw200228115843.shtml</a>
38 愛媛県	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h20150/keikaku/keikaku/ishikakuho_gairairyou.html">https://www.pref.ehime.jp/h20150/keikaku/keikaku/ishikakuho_gairairyou.html</a>
39 高知県	<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2020040600259.html">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2020040600259.html</a>
40 福岡県	<a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakengairairyouekikaku-fukuokakennishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakengairairyouekikaku-fukuokakennishikakuhoekikaku.html</a>
41 佐賀県	<a href="https://www.pref.saga.lg.jp/list04373.html">https://www.pref.saga.lg.jp/list04373.html</a>
42 長崎県	<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/ishikakuhoekikaku/423137.html">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/ishikakuhoekikaku/423137.html</a>
43 熊本県	<a href="https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31988.html">https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31988.html</a>
44 大分県	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/2331keikaku.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/2331keikaku.html</a>
45 宮崎県	<a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoyakumu/kense/kekaku/20200331141245.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoyakumu/kense/kekaku/20200331141245.html</a>
46 鹿児島県	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ae03/kenko-fukushi/kenko-iryo/gaiyo/2019ikenboshukekka.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ae03/kenko-fukushi/kenko-iryo/gaiyo/2019ikenboshukekka.html</a>
47 沖縄県	<a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/hokeniryo/ishikakuho/okinawakenishikakuhoekikaku.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/hokeniryo/ishikakuho/okinawakenishikakuhoekikaku.html</a>

# 都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標

(都道府県別)

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
00	全国	239.8
01	北海道	224.7
02	青森県	173.6
03	岩手県	172.7
04	宮城県	234.9
05	秋田県	186.3
06	山形県	191.8
07	福島県	179.5
08	茨城県	180.3
09	栃木県	215.3
10	群馬県	210.9
11	埼玉県	177.1
12	千葉県	197.3
13	東京都	332.8
14	神奈川県	230.9
15	新潟県	172.7
16	富山県	220.9
17	石川県	272.2
18	福井県	233.7
19	山梨県	224.9
20	長野県	202.5
21	岐阜県	206.6
22	静岡県	194.5
23	愛知県	224.9

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
24	三重県	211.2
25	滋賀県	244.8
26	京都府	314.4
27	大阪府	275.2
28	兵庫県	244.4
29	奈良県	242.3
30	和歌山県	260.3
31	鳥取県	256.0
32	島根県	238.7
33	岡山県	283.2
34	広島県	241.4
35	山口県	216.2
36	徳島県	272.2
37	香川県	251.9
38	愛媛県	233.1
39	高知県	256.4
40	福岡県	300.1
41	佐賀県	259.7
42	長崎県	263.7
43	熊本県	255.5
44	大分県	242.8
45	宮崎県	210.4
46	鹿児島県	234.1
47	沖縄県	276.0

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も大きいものから並べて1/3の閾値を244.8、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を215.3と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する都道府県数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

(医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標

(二次医療圏別)

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
00	全国	全国	239.8
0101	北海道	南渡島	195.3
0102	北海道	南檜山	145.3
0103	北海道	北渡島檜山	115.3
0104	北海道	札幌	276.4
0105	北海道	後志	189.9
0106	北海道	南空知	162.0
0107	北海道	中空知	186.9
0108	北海道	北空知	118.8
0109	北海道	西胆振	190.9
0110	北海道	東胆振	173.1
0111	北海道	日高	124.8
0112	北海道	上川中部	281.9
0113	北海道	上川北部	189.9
0114	北海道	富良野	119.0
0115	北海道	留萌	166.3
0116	北海道	宗谷	108.4
0117	北海道	北網	141.5
0118	北海道	遠紋	145.0
0119	北海道	十勝	179.3
0120	北海道	釧路	147.8
0121	北海道	根室	116.1
0201	青森県	津軽地域	237.4
0202	青森県	八戸地域	157.2
0203	青森県	青森地域	176.8
0204	青森県	西北五地域	114.3
0205	青森県	上十三地域	129.1
0206	青森県	下北地域	151.8
0301	岩手県	盛岡	234.1
0302	岩手県	岩手中部	133.8
0303	岩手県	胆江	136.5
0304	岩手県	南磐	134.8
0305	岩手県	気仙	153.1
0306	岩手県	釜石	119.3
0307	岩手県	宮古	113.7
0308	岩手県	久慈	151.6
0309	岩手県	二戸	154.7
0401	宮城県	仙南	160.4
0403	宮城県	仙台	279.8
0406	宮城県	大崎・栗原	155.0
0409	宮城県	石巻・登米・気仙沼	152.4
0501	秋田県	大館・鹿角	124.0
0502	秋田県	北秋田	130.2
0503	秋田県	能代・山本	145.6
0504	秋田県	秋田周辺	251.8
0505	秋田県	由利本荘・にかほ	149.6
0506	秋田県	大仙・仙北	143.1
0507	秋田県	横手	159.0
0508	秋田県	湯沢・雄勝	133.1
0601	山形県	村山	233.9
0602	山形県	最上	110.6
0603	山形県	置賜	166.3
0604	山形県	庄内	156.0

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
0701	福島県	東北	242.3
0702	福島県	県中	171.3
0703	福島県	県南	137.5
0706	福島県	相双	165.0
0707	福島県	いわき	146.3
0708	福島県	会津・南会津	152.2
0801	茨城県	水戸	203.5
0802	茨城県	日立	124.9
0803	茨城県	神保岡・ひたちなか	125.6
0804	茨城県	鹿行	130.1
0805	茨城県	土浦	183.5
0806	茨城県	つくば	350.3
0807	茨城県	取手・竜ヶ崎	159.9
0808	茨城県	筑西・下妻	125.9
0809	茨城県	古河・坂東	128.4
0901	栃木県	県北	152.3
0902	栃木県	県西	144.0
0903	栃木県	宇都宮	185.3
0904	栃木県	県東	162.5
0905	栃木県	県南	349.9
0906	栃木県	栃毛	161.6
1001	群馬県	前橋	354.7
1002	群馬県	渋川	153.8
1003	群馬県	伊勢崎	169.4
1004	群馬県	高崎・安中	193.9
1005	群馬県	藤岡	177.4
1006	群馬県	高岡	171.0
1007	群馬県	吾妻	145.7
1008	群馬県	沼田	167.6
1009	群馬県	桐生	173.0
1010	群馬県	太田・館林	135.1
1101	埼玉県	南部	184.6
1102	埼玉県	南西部	170.0
1103	埼玉県	東部	167.7
1104	埼玉県	さいたま	203.7
1105	埼玉県	県央	169.4
1106	埼玉県	川越比企	206.9
1107	埼玉県	西部	201.6
1108	埼玉県	利根	131.9
1109	埼玉県	北部	145.5
1110	埼玉県	秩父	152.8
1201	千葉県	千葉	264.0
1202	千葉県	東葛南部	186.4
1203	千葉県	東葛北部	188.4
1204	千葉県	印旛	178.8
1205	千葉県	香取海匝	180.3
1206	千葉県	山武長生夷隅	120.4
1207	千葉県	安房	285.1
1208	千葉県	君津	162.3
1209	千葉県	市原	197.9

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
1301	東京都	区中央部	789.3
1302	東京都	区南部	368.6
1303	東京都	区西南部	372.2
1304	東京都	区西部	535.0
1305	東京都	区西北部	276.8
1306	東京都	区東北部	189.7
1307	東京都	区東部	276.8
1308	東京都	西多摩	128.3
1309	東京都	南多摩	156.6
1310	東京都	北多摩西部	217.5
1311	東京都	北多摩南部	293.1
1312	東京都	北多摩北部	170.2
1313	東京都	島しょ	133.9
1404	神奈川県	川崎北部	270.9
1405	神奈川県	川崎南部	311.3
1406	神奈川県	横浜質・三浦	217.5
1407	神奈川県	湘南東部	176.9
1408	神奈川県	湘南西部	212.0
1409	神奈川県	県央	165.1
1410	神奈川県	相模原	225.0
1411	神奈川県	県西	164.8
1412	神奈川県	横浜	246.0
1501	新潟県	下越	136.7
1502	新潟県	新潟	224.5
1503	新潟県	県央	137.0
1504	新潟県	中越	144.0
1505	新潟県	魚沼	121.4
1506	新潟県	上越	148.5
1507	新潟県	佐渡	125.2
1601	富山県	新川	183.2
1602	富山県	富山	263.2
1603	富山県	高岡	187.7
1604	富山県	砺波	178.7
1701	石川県	南加賀	180.8
1702	石川県	石川中央	328.0
1703	石川県	能登中部	190.6
1704	石川県	能登北部	134.7
1801	福井県	福井・坂井	289.9
1802	福井県	奥越	138.6
1803	福井県	丹南	136.2
1804	福井県	嶺南	161.6
1901	山梨県	中北	260.5
1902	山梨県	峡東	163.1
1903	山梨県	峡南	173.8
1904	山梨県	富士・東部	194.2

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
2001	長野県	佐久	197.4
2002	長野県	上小	130.5
2003	長野県	諏訪	196.7
2004	長野県	上伊那	141.4
2005	長野県	飯伊	153.8
2006	長野県	木曾	130.8
2007	長野県	松本	325.3
2008	長野県	大北	174.2
2009	長野県	長野	177.3
2010	長野県	北信	154.7
2101	岐阜県	岐阜	261.7
2102	岐阜県	西濃	161.1
2103	岐阜県	中濃	169.6
2104	岐阜県	東濃	183.8
2105	岐阜県	飛騨	154.9
2201	静岡県	賀茂	127.5
2202	静岡県	熱海伊東	178.4
2203	静岡県	駿東田方	188.0
2204	静岡県	富士	150.4
2205	静岡県	静岡	213.6
2206	静岡県	志太榛原	167.4
2207	静岡県	中東遠	160.8
2208	静岡県	西部	239.1
2302	愛知県	海部	177.6
2304	愛知県	尾張東部	332.2
2305	愛知県	尾張西部	184.9
2306	愛知県	尾張北部	169.8
2307	愛知県	知多半島	186.3
2308	愛知県	西三河北部	176.7
2309	愛知県	西三河南部西	188.0
2310	愛知県	西三河南部東	151.4
2311	愛知県	東三河北部	148.3
2312	愛知県	東三河南部	169.5
2313	愛知県	名古屋・尾張中部	284.0
2401	三重県	北勢	193.4
2402	三重県	中勢伊賀	252.1
2403	三重県	南勢志摩	201.1
2404	三重県	東紀州	152.5
2501	滋賀県	大津	378.3
2502	滋賀県	湖南	238.2
2503	滋賀県	甲賀	161.9
2504	滋賀県	東近江	200.3
2505	滋賀県	湖東	169.5
2506	滋賀県	湖北	193.2
2507	滋賀県	湖西	179.8
2601	京都府	丹後	134.9
2602	京都府	中丹	184.0
2603	京都府	南丹	166.4
2604	京都府	京都・乙訓	397.3
2605	京都府	山城北	178.8
2606	京都府	山城南	141.5

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各二次医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も大きいものから並べて1/3の閾値を198.9、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を161.6と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する二次医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

## (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標

(二次医療圏別)

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
2701	大阪府	豊能	351.0
2702	大阪府	三島	261.7
2703	大阪府	北河内	225.0
2704	大阪府	中河内	191.4
2705	大阪府	南河内	280.4
2706	大阪府	堺市	216.4
2707	大阪府	泉州	198.1
2708	大阪府	大阪市	347.4
2801	兵庫県	神戸	304.0
2804	兵庫県	東播磨	207.1
2805	兵庫県	北播磨	181.2
2808	兵庫県	但馬	193.1
2809	兵庫県	丹波	185.6
2810	兵庫県	淡路	191.6
2811	兵庫県	阪神	258.1
2812	兵庫県	播磨姫路	190.5
2901	奈良県	奈良	233.6
2902	奈良県	東和	257.4
2903	奈良県	西和	196.6
2904	奈良県	中和	284.3
2905	奈良県	南和	214.9
3001	和歌山県	和歌山	340.1
3002	和歌山県	那賀	163.2
3003	和歌山県	橋本	201.6
3004	和歌山県	有田	160.0
3005	和歌山県	御坊	225.7
3006	和歌山県	田辺	199.7
3007	和歌山県	新宮	151.2
3101	鳥取県	東部	195.3
3102	鳥取県	中部	176.9
3103	鳥取県	西部	354.0
3201	島根県	松江	222.8
3202	島根県	雲南	112.5
3203	島根県	出雲	381.4
3204	島根県	大田	137.4
3205	島根県	浜田	180.2
3206	島根県	益田	158.5
3207	島根県	隠岐	143.1
3301	岡山県	県南東部	336.6
3302	岡山県	県南西部	273.6
3303	岡山県	高梁・新見	114.3
3304	岡山県	真庭	132.0
3305	岡山県	津山・英田	182.1
3401	広島県	広島	286.0
3402	広島県	広島西	233.4
3403	広島県	呉	264.6
3404	広島県	広島中央	192.9
3405	広島県	尾三	181.3
3406	広島県	福山・府中	186.4
3407	広島県	備北	197.5

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
3501	山口県	岩国	204.6
3502	山口県	柳井	138.4
3503	山口県	周南	177.5
3504	山口県	山口・防府	198.9
3505	山口県	宇部・小野田	321.8
3506	山口県	下関	222.6
3507	山口県	長門	135.7
3508	山口県	萩	160.1
3601	徳島県	東部	318.5
3603	徳島県	南部	206.5
3605	徳島県	西部	141.8
3702	香川県	小豆	113.3
3706	香川県	東部	288.0
3707	香川県	西部	207.4
3801	愛媛県	宇摩	162.1
3802	愛媛県	新居浜・西条	186.4
3803	愛媛県	今治	168.7
3804	愛媛県	松山	287.9
3805	愛媛県	八幡浜・大洲	166.8
3806	愛媛県	宇和島	172.1
3901	高知県	安芸	171.7
3902	高知県	中央	291.3
3903	高知県	高幡	159.4
3904	高知県	幡多	157.8
4001	福岡県	福岡・糸島	387.9
4002	福岡県	粕屋	199.4
4003	福岡県	宗像	172.8
4004	福岡県	筑紫	243.0
4005	福岡県	朝倉	200.2
4006	福岡県	久留米	414.8
4007	福岡県	八女・筑後	189.4
4008	福岡県	有明	207.6
4009	福岡県	飯塚	303.3
4010	福岡県	直方・鞍手	172.5
4011	福岡県	田川	177.9
4012	福岡県	北九州	283.4
4013	福岡県	宗像	142.4
4101	佐賀県	中部	366.3
4102	佐賀県	東部	147.3
4103	佐賀県	北部	213.6
4104	佐賀県	西部	154.2
4105	佐賀県	南部	221.9
4201	長崎県	長崎	349.8
4202	長崎県	佐世保県北	197.2
4203	長崎県	県央	256.3
4204	長崎県	県南	174.4
4206	長崎県	五島	170.2
4207	長崎県	上五島	149.5
4208	長崎県	香焼	174.3
4209	長崎県	対馬	170.5

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標
4302	熊本県	宇城	146.9
4303	熊本県	有明	188.7
4304	熊本県	鹿本	170.3
4305	熊本県	菊池	162.0
4306	熊本県	阿蘇	167.9
4308	熊本県	八代	215.6
4309	熊本県	芦北	230.6
4310	熊本県	球磨	158.8
4311	熊本県	天草	165.6
4312	熊本県	熊本・上益城	336.2
4401	大分県	東部	250.8
4403	大分県	中部	281.0
4405	大分県	南部	157.0
4406	大分県	豊肥	184.3
4408	大分県	西部	157.5
4409	大分県	北部	181.8
4501	宮崎県	宮崎東諸県	292.2
4502	宮崎県	都城北諸県	151.7
4503	宮崎県	延岡西臼杵	143.9
4504	宮崎県	日南串間	175.7
4505	宮崎県	西諸	146.4
4506	宮崎県	西部児湯	154.6
4507	宮崎県	日向入郷	137.6
4601	鹿児島県	鹿児島	327.5
4603	鹿児島県	南薩	173.9
4605	鹿児島県	川薩	192.8
4606	鹿児島県	出水	149.3
4607	鹿児島県	姶良・伊佐	165.5
4609	鹿児島県	曾於	131.3
4610	鹿児島県	肝属	164.4
4611	鹿児島県	熊毛	126.7
4612	鹿児島県	奄美	165.8
4701	沖縄県	北部	239.5
4702	沖縄県	中部	225.3
4703	沖縄県	南部	322.2
4704	沖縄県	宮古	206.7
4705	沖縄県	八重山	207.5

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各二次医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も大きいものから並べて1/3の閾値を198.9、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を161.6と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する二次医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

## (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 産科医師偏在指標

(都道府県別)

都道府県コード	都道府県名	医師偏在指標
	全国	12.8
01	北海道	12.8
02	青森県	9.4
03	岩手県	10.7
04	宮城県	12.5
05	秋田県	16.5
06	山形県	12.1
07	福島県	8.6
08	茨城県	10.3
09	栃木県	12.9
10	群馬県	11.4
11	埼玉県	8.9
12	千葉県	11.0
13	東京都	18.0
14	神奈川県	13.8
15	新潟県	9.4
16	富山県	13.3
17	石川県	13.1
18	福井県	14.5
19	山梨県	14.0
20	長野県	10.7
21	岐阜県	10.5
22	静岡県	12.6
23	愛知県	11.9
24	三重県	12.9

都道府県コード	都道府県名	医師偏在指標
25	滋賀県	11.3
26	京都府	15.1
27	大阪府	16.0
28	兵庫県	12.5
29	奈良県	16.8
30	和歌山県	13.7
31	鳥取県	15.8
32	島根県	11.9
33	岡山県	12.8
34	広島県	12.2
35	山口県	11.5
36	徳島県	15.8
37	香川県	11.4
38	愛媛県	10.8
39	高知県	10.6
40	福岡県	13.5
41	佐賀県	10.9
42	長崎県	12.1
43	熊本県	8.2
44	大分県	11.9
45	宮崎県	10.4
46	鹿児島県	10.1
47	沖縄県	11.8

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を11.3と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する都道府県数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

(医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 産科医師偏在指標

(周産期医療圏別)

医療圏コード	都道府県名	周産期医療圏名	医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	周産期医療圏名	医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	周産期医療圏名	医師偏在指標
00	全国	全国	12.8	08101	茨城県	県央・県北	9.5	16101	富山県	新川	9.2
01101	北海道	南渡島	13.2	08102	茨城県	県南・鹿行	11.9	16102	富山県	富山	18.6
01102	北海道	南檜山	-	08103	茨城県	つくば・県西	9.9	16103	富山県	高岡	8.1
01103	北海道	北渡島檜山	19.5	09101	栃木県	那須・塩谷	12.2	16104	富山県	砺波	6.5
01104	北海道	札幌	13.8	09102	栃木県	宇都宮・上都賀	7.7	17101	石川県	南加賀	6.5
01105	北海道	後志	4.1	09103	栃木県	芳賀	11.1	17102	石川県	石川中央	16.5
01106	北海道	南空知	5.6	09104	栃木県	下都賀	21.3	17103	石川県	能登中部	9.9
01107	北海道	中空知	15.6	09105	栃木県	両毛	10.1	17104	石川県	能登北部	10.8
01108	北海道	北空知	-	10101	群馬県	北部	16.8	18101	福井県	福井・坂井	15.5
01109	北海道	西胆振	10.7	10102	群馬県	中部	8.0	18102	福井県	奥越	-
01110	北海道	東胆振	9.8	10103	群馬県	西部	10.3	18103	福井県	丹南	14.2
01111	北海道	日高	7.1	10104	群馬県	東部	7.4	18104	福井県	嶺南	8.6
01112	北海道	上川中部	14.2	11101	埼玉県	南部	7.7	19101	山梨県	中北	14.5
01113	北海道	上川北部	22.3	11102	埼玉県	南西部	6.1	19102	山梨県	富士・東部	12.4
01114	北海道	富良野	6.0	11103	埼玉県	東部	6.5	20101	長野県	佐久	9.5
01115	北海道	留萌	0.0	11104	埼玉県	さいたま	11.9	20102	長野県	上小	7.4
01116	北海道	宗谷	2.2	11105	埼玉県	県央	8.8	20103	長野県	諏訪	13.4
01117	北海道	北網	8.3	11106	埼玉県	川越比企	15.1	20104	長野県	上伊那	7.0
01118	北海道	遠紋	17.7	11107	埼玉県	西部	9.6	20105	長野県	飯伊	7.9
01119	北海道	十勝	15.7	11108	埼玉県	利根	5.4	20106	長野県	木曾	24.6
01120	北海道	釧路	10.6	11109	埼玉県	北部	9.5	20107	長野県	松本	15.2
01121	北海道	根室	23.8	11110	埼玉県	秩父	7.1	20108	長野県	大北	38.2
02101	青森県	津軽地域	17.0	12101	千葉県	千葉	14.1	20109	長野県	長野	8.9
02102	青森県	八戸地域	5.7	12102	千葉県	東葛南部	9.9	20110	長野県	北信	8.5
02103	青森県	青森地域	7.1	12103	千葉県	東葛北部	9.1	21101	岐阜県	岐阜	13.4
02104	青森県	西北五地域	8.3	12104	千葉県	印旛	12.0	21102	岐阜県	西濃	8.1
02105	青森県	上十三地域	8.4	12105	千葉県	香取海匝	9.4	21103	岐阜県	中濃	7.8
02106	青森県	下北地域	15.1	12106	千葉県	山武長生夷隅	10.7	21104	岐阜県	東濃	8.1
03101	岩手県	盛岡・宮古	13.8	12107	千葉県	安房	21.6	21105	岐阜県	飛騨	9.9
03102	岩手県	岩手中部・胆江・両磐	7.6	12108	千葉県	君津	11.2	22101	静岡県	東部	10.9
03103	岩手県	気仙・釜石	8.3	12109	千葉県	市原	11.4	22102	静岡県	中部	15.0
03104	岩手県	久慈・二戸	9.7	13101	東京都	区中央部	38.1	22103	静岡県	西部	12.6
04101	宮城県	仙南	11.3	13102	東京都	区南部	22.2	23101	愛知県	海部	9.8
04102	宮城県	仙台	14.0	13103	東京都	区西南部	18.9	23102	愛知県	尾張東部	15.7
04103	宮城県	大崎・栗原	6.8	13104	東京都	区西部	26.3	23103	愛知県	尾張西部	8.9
04104	宮城県	石巻・登米・気仙沼	9.7	13105	東京都	区西北部	15.7	23104	愛知県	尾張北部	7.2
05101	秋田県	大館・鹿角	14.5	13106	東京都	区東北部	9.9	23105	愛知県	知多半島	10.2
05102	秋田県	北秋田	13.9	13107	東京都	区東部	11.1	23106	愛知県	西三河北部	9.4
05103	秋田県	能代・山本	19.2	13108	東京都	多摩	11.6	23107	愛知県	西三河南部西	7.1
05104	秋田県	秋田周辺	19.7	13109	東京都	島しょ	93.5	23108	愛知県	西三河南部東	9.9
05105	秋田県	由利本荘・にかほ	13.2	14101	神奈川県	川崎	14.2	23109	愛知県	東三河北部	-
05106	秋田県	大仙・仙北	13.4	14102	神奈川県	三浦半島	13.3	23110	愛知県	東三河南部	10.6
05107	秋田県	横手	10.6	14103	神奈川県	湘南	10.0	23111	愛知県	名古屋・尾張中部	16.6
05108	秋田県	湯沢・雄勝	17.9	14104	神奈川県	県央北相	10.6	24101	三重県	北勢	11.2
06101	山形県	村山	13.1	14105	神奈川県	西湘	11.7	24102	三重県	中勢伊賀	17.7
06102	山形県	最上	12.0	14106	神奈川県	横浜	15.9	24103	三重県	南勢志摩	10.3
06103	山形県	置賜	11.0	15101	新潟県	下越	8.5	24104	三重県	東紀州	16.6
06104	山形県	庄内	10.5	15102	新潟県	新潟	11.9	25101	滋賀県	大津・湖西	18.5
07101	福島県	県北	13.9	15103	新潟県	県央	3.8	25102	滋賀県	湖南・甲賀	9.3
07102	福島県	県中	6.6	15104	新潟県	中越	8.8	25103	滋賀県	東近江	8.7
07103	福島県	県南	9.0	15105	新潟県	魚沼	9.3	25104	滋賀県	湖東・湖北	7.4
07104	福島県	相双	7.0	15106	新潟県	上越	8.5				
07105	福島県	いわき	6.2	15107	新潟県	佐渡	8.0				
07106	福島県	会津・南会津	7.9								

※産科医師数がゼロであるかに拘わらず年間調整後分娩件数がゼロの場合、医師偏在指標を「-」とした。  
また、年間調整後分娩件数があり、産科医師数がゼロの場合は、「0.0」と表記した。

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各周産期医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を9.2と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する周産期医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

(医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 産科医師偏在指標

## (二次医療圏別)

医療圏コード	都道府県名	周産期医療圏名	医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	周産期医療圏名	医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	周産期医療圏名	医師偏在指標
26101	京都府	丹後	12.7	34101	広島県	広島	14.1	43101	熊本県	有明・鹿本圏域	10.7
26102	京都府	中丹	7.3	34102	広島県	広島西	8.5	43102	熊本県	熊本中央圏域	7.8
26103	京都府	南丹	13.3	34103	広島県	呉	16.4	43104	熊本県	八代圏域	9.1
26104	京都府	京都・乙訓	16.9	34104	広島県	広島中央	7.7	43105	熊本県	天草圏域	8.9
26105	京都府	山城北	13.0	34105	広島県	尾三	14.4	43106	熊本県	芦北圏域	10.9
26106	京都府	山城南	14.6	34106	広島県	福山・府中	8.8	43107	熊本県	球磨圏域	9.0
27101	大阪府	豊能	21.4	34107	広島県	備北	11.1	44101	大分県	東部	7.9
27102	大阪府	三島	13.2	35101	山口県	岩国・柳井	9.3	44102	大分県	中部	16.0
27103	大阪府	北河内	13.1	35102	山口県	周南	9.1	44103	大分県	南部	7.1
27104	大阪府	中河内	13.6	35103	山口県	山口・防府・萩	11.6	44104	大分県	豊肥	6.3
27105	大阪府	南河内	15.2	35104	山口県	宇部・小野田	18.9	44105	大分県	西部	5.3
27106	大阪府	堺市	11.8	35105	山口県	下関・長門	9.4	44106	大分県	北部	12.4
27107	大阪府	泉州	12.1	36101	徳島県	東部	17.6	45101	宮崎県	県央	12.2
27108	大阪府	大阪市	19.5	36102	徳島県	南部	10.1	45102	宮崎県	県西	8.5
28101	兵庫県	神戸・三田	15.1	36103	徳島県	西部	13.3	45103	宮崎県	県北	8.1
28102	兵庫県	播磨東	9.9	37101	香川県	小豆	6.6	45104	宮崎県	県南	10.8
28103	兵庫県	但馬	8.7	37102	香川県	東部	12.6	46101	鹿児島県	薩摩	12.3
28104	兵庫県	丹波	15.5	37103	香川県	西部	9.8	46102	鹿児島県	北薩	6.5
28105	兵庫県	淡路	11.0	38101	愛媛県	宇摩・新居浜・西条	10.1	46103	鹿児島県	始良・伊佐	6.3
28106	兵庫県	阪神	14.3	38102	愛媛県	今治	7.1	46104	鹿児島県	大隅	6.8
28107	兵庫県	播磨姫路	9.3	38103	愛媛県	松山・八幡浜・大洲	11.6	46105	鹿児島県	熊毛	7.9
29101	奈良県	奈良	21.9	38104	愛媛県	宇和島	11.3	46106	鹿児島県	奄美	14.1
29102	奈良県	東和	11.8	39101	高知県	安芸	11.5	47101	沖縄県	北部	6.8
29103	奈良県	西和	23.8	39102	高知県	中央	10.5	47102	沖縄県	中部	9.0
29104	奈良県	中和	13.6	39103	高知県	高幡	-	47103	沖縄県	南部	14.5
29105	奈良県	南和	-	39104	高知県	幡多	11.0	47104	沖縄県	宮古	11.0
30101	和歌山県	和歌山	15.7	40101	福岡県	福岡・糸島	16.9	47105	沖縄県	八重山	9.9
30102	和歌山県	那賀	14.9	40102	福岡県	粕屋	8.5				
30103	和歌山県	橋本	11.9	40103	福岡県	宗像	7.6				
30104	和歌山県	有田	9.1	40104	福岡県	筑紫	5.6				
30105	和歌山県	御坊	11.3	40105	福岡県	朝倉	4.9				
30106	和歌山県	田辺	10.3	40106	福岡県	久留米	17.3				
30107	和歌山県	新宮	10.8	40107	福岡県	八女・筑後	12.6				
31101	鳥取県	東部	8.2	40108	福岡県	有明	7.5				
31102	鳥取県	中部	30.9	40109	福岡県	飯塚	12.2				
31103	鳥取県	西部	21.1	40110	福岡県	直方・鞍手	4.8				
32101	島根県	松江	9.7	40111	福岡県	田川	14.6				
32102	島根県	雲南	31.1	40112	福岡県	北九州	16.9				
32103	島根県	出雲	15.2	40113	福岡県	宗像	2.2				
32104	島根県	大田	13.2	41101	佐賀県	中部	18.4				
32105	島根県	浜田	10.3	41102	佐賀県	東部	6.6				
32106	島根県	益田	7.2	41103	佐賀県	北部	7.6				
32107	島根県	隠岐	36.0	41104	佐賀県	西部	6.8				
33101	岡山県	県南東部	14.1	41105	佐賀県	南部	5.9				
33102	岡山県	県南西部	12.4	42101	長崎県	長崎	15.5				
33103	岡山県	高梁・新見	44.9	42102	長崎県	佐世保県北	9.1				
33104	岡山県	真庭	9.8	42103	長崎県	県央	10.2				
33105	岡山県	津山・英田	6.0	42104	長崎県	県南	8.7				
				42105	長崎県	五島	20.5				
				42106	長崎県	上五島	12.1				
				42107	長崎県	壱岐	23.1				
				42108	長崎県	対馬	16.9				

※産科医師数がゼロであるかに拘わらず年間調整後分娩件数がゼロの場合、医師偏在指標を「-」とした。  
また、年間調整後分娩件数があり、産科医師数がゼロの場合は、「0.0」と表記した。

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各周産期医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を9.2と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する周産期医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

### (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 小児科医師偏在指標

(都道府県別)

都道府県名	医師偏在指標
00 全国	106.2
01 北海道	109.1
02 青森県	93.4
03 岩手県	94.8
04 宮城県	99.3
05 秋田県	119.9
06 山形県	108.0
07 福島県	96.3
08 茨城県	82.2
09 栃木県	91.4
10 群馬県	117.5
11 埼玉県	83.9
12 千葉県	84.5
13 東京都	139.3
14 神奈川県	97.6
15 新潟県	103.4
16 富山県	128.6
17 石川県	116.9
18 福井県	123.7
19 山梨県	129.1
20 長野県	112.0
21 岐阜県	98.8
22 静岡県	84.2
23 愛知県	89.2

都道府県名	医師偏在指標
24 三重県	92.5
25 滋賀県	113.1
26 京都府	143.6
27 大阪府	110.6
28 兵庫県	104.3
29 奈良県	98.3
30 和歌山県	121.6
31 鳥取県	168.6
32 島根県	117.6
33 岡山県	118.8
34 広島県	95.7
35 山口県	107.0
36 徳島県	126.5
37 香川県	120.2
38 愛媛県	115.1
39 高知県	130.5
40 福岡県	115.4
41 佐賀県	116.5
42 長崎県	118.5
43 熊本県	107.9
44 大分県	115.4
45 宮崎県	86.8
46 鹿児島県	85.9
47 沖縄県	93.4

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を98.3と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する都道府県数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

(医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 小児科医師偏在指標

## (小児医療圏別)

都道府県名	小児医療圏名	医師偏在指標	都道府県名	小児医療圏名	医師偏在指標	都道府県名	小児医療圏名	医師偏在指標
00 全国	00 全国	106.2	07 福島県	07201 県北	132.7	14 神奈川県	14201 川崎北部	98.9
01 北海道	01201 南渡島	85.4	07 福島県	07202 県中	87.2	14 神奈川県	14202 川崎南部	85.6
01 北海道	01202 南檜山	140.6	07 福島県	07203 県南	60.6	14 神奈川県	14203 横浜北部	87.0
01 北海道	01203 北渡島檜山	120.0	07 福島県	07204 相双	120.0	14 神奈川県	14204 横浜西部	88.4
01 北海道	01204 札幌	111.0	07 福島県	07205 いわき	69.9	14 神奈川県	14205 横浜南部	141.2
01 北海道	01205 後志	92.8	07 福島県	07206 会津・南会津	85.2	14 神奈川県	14206 三浦半島	95.2
01 北海道	01206 南空知	106.7	08 茨城県	08201 日立地域	60.2	14 神奈川県	14207 鎌倉	75.2
01 北海道	01207 中空知	120.0	08 茨城県	08202 県央・県北地	73.6	14 神奈川県	14208 東湘	90.2
01 北海道	01208 北空知	50.8	08 茨城県	08203 土浦広域地域	114.1	14 神奈川県	14209 県央	86.7
01 北海道	01209 西胆振	112.1	08 茨城県	08204 鹿行南部地域	49.9	14 神奈川県	14210 平塚・中郡	50.8
01 北海道	01210 東胆振	92.7	08 茨城県	08205 稲敷地域	51.5	14 神奈川県	14211 西湘	102.7
01 北海道	01211 日高	66.5	08 茨城県	08206 常総地域	72.1	14 神奈川県	14212 秦野・伊勢原	110.6
01 北海道	01212 上川中部	167.5	08 茨城県	08207 茨城西南地域	78.1	14 神奈川県	14213 厚木	80.4
01 北海道	01213 上川北部	106.7	08 茨城県	08208 つくば市・筑	106.9	14 神奈川県	14214 相模原	106.4
01 北海道	01214 富良野	97.2	09 栃木県	09201 宇都宮・日光	63.3	15 新潟県	15201 下越	97.9
01 北海道	01215 留萌	82.6	09 栃木県	09202 那須・塩谷・	84.0	15 新潟県	15202 新潟	116.7
01 北海道	01216 宗谷	99.9	09 栃木県	09203 芳賀	73.9	15 新潟県	15203 県央	83.2
01 北海道	01217 北網	98.3	09 栃木県	09204 小山	126.2	15 新潟県	15204 中越	103.8
01 北海道	01218 遠紋	63.3	09 栃木県	09205 鹿沼・栃木	104.6	15 新潟県	15205 魚沼	85.2
01 北海道	01219 十勝	75.0	09 栃木県	09206 両毛	100.3	15 新潟県	15206 上越	80.7
01 北海道	01220 釧路	97.5	10 群馬県	10201 西毛	95.1	15 新潟県	15207 佐渡	105.2
01 北海道	01221 根室	78.0	10 群馬県	10202 東毛	87.9	16 富山県	16201 新川	80.3
02 青森県	02201 津軽地域	159.8	10 群馬県	10203 中毛	91.2	16 富山県	16202 富山	141.3
02 青森県	02202 八戸地域	57.5	10 群馬県	10204 北毛	167.2	16 富山県	16203 高岡	119.8
02 青森県	02203 青森地域	84.2	11 埼玉県	11201 児玉	22.6	16 富山県	16204 砺波	99.2
02 青森県	02204 西北五地域	72.8	11 埼玉県	11202 熊谷・深谷	70.2	17 石川県	17201 南加賀	86.5
02 青森県	02205 上十三地域	99.1	11 埼玉県	11203 東部北	64.1	17 石川県	17202 石川中央	123.5
02 青森県	02206 下北地域	66.6	11 埼玉県	11204 東部南	72.9	17 石川県	17203 能登中部	116.0
03 岩手県	03201 盛岡	106.3	11 埼玉県	11205 川口	94.2	17 石川県	17204 能登北部	98.1
03 岩手県	03202 岩手中部	71.7	11 埼玉県	11206 さいたま市	99.2	18 福井県	18201 嶺北	129.6
03 岩手県	03203 胆江	50.3	11 埼玉県	11207 中央	39.0	18 福井県	18202 嶺南	93.4
03 岩手県	03204 両磐	64.6	11 埼玉県	11208 戸田・蕨	95.5	19 山梨県	19201 国中地域	131.9
03 岩手県	03205 気仙	144.4	11 埼玉県	11209 朝霞	83.9	19 山梨県	19202 富士・東部地	112.8
03 岩手県	03206 釜石	90.9	11 埼玉県	11210 川越	102.7	20 長野県	20201 佐久	119.7
03 岩手県	03207 宮古	87.2	11 埼玉県	11211 所沢	69.7	20 長野県	20202 上小	78.3
03 岩手県	03208 久慈	90.3	11 埼玉県	11212 坂戸・飯能	107.6	20 長野県	20203 諏訪	81.9
03 岩手県	03209 二戸	111.7	11 埼玉県	11213 比企	65.8	20 長野県	20204 上伊那	64.4
04 宮城県	04201 仙南	93.8	11 埼玉県	11214 秩父	78.2	20 長野県	20205 飯伊	57.5
04 宮城県	04202 仙台	109.5	12 千葉県	12201 千葉	110.9	20 長野県	20206 木曾	131.3
04 宮城県	04203 大崎・栗原	49.3	12 千葉県	12202 東葛南部	70.1	20 長野県	20207 松本	188.2
04 宮城県	04204 石巻・登米・	67.0	12 千葉県	12203 東葛北部	72.4	20 長野県	20208 大北	151.5
05 秋田県	05201 大館・鹿角	82.4	12 千葉県	12204 印旛	93.0	20 長野県	20209 長野	75.8
05 秋田県	05202 北秋田	100.4	12 千葉県	12205 香取海匝	116.8	20 長野県	20210 北信	98.5
05 秋田県	05203 能代・山本	99.9	12 千葉県	12206 山武長生夷隅	63.9	21 岐阜県	21201 岐阜圏域	106.4
05 秋田県	05204 秋田周辺	138.6	12 千葉県	12207 安房	130.1	21 岐阜県	21202 西濃	98.0
05 秋田県	05205 由利本荘・仁	106.9	12 千葉県	12208 君津	53.3	21 岐阜県	21203 東濃	83.0
05 秋田県	05206 大仙・仙北	89.2	12 千葉県	12209 市原	90.3	21 岐阜県	21204 飛騨	64.4
05 秋田県	05207 横手	96.7	13 東京都	13201 区北	106.4			
05 秋田県	05208 湯沢・雄勝	106.6	13 東京都	13202 区東	168.3			
06 山形県	06201 村山	114.0	13 東京都	13203 区西南	175.7			
06 山形県	06202 最上	94.8	13 東京都	13204 多摩	112.4			
06 山形県	06203 置賜	108.4	13 東京都	13205 島しょ	122.1			
06 山形県	06204 庄内	98.3						

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各小児医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を85.2と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する小児医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

## (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 小児科医師偏在指標

## (小児医療圏別)

都道府県名	小児医療圏名	医師偏在指標	都道府県名	小児医療圏名	医師偏在指標	都道府県名	小児医療圏名	医師偏在指標
22 静岡県	22201 賀茂	111.6	29 奈良県	29201 奈良	97.7	39 高知県	39201 安芸	231.8
22 静岡県	22202 熱海伊東	116.2	29 奈良県	29202 東和	95.1	39 高知県	39202 中央	118.6
22 静岡県	22203 駿東田方	88.5	29 奈良県	29203 西和	77.8	39 高知県	39203 高幡	137.6
22 静岡県	22204 富士	74.2	29 奈良県	29204 中和	113.4	39 高知県	39204 幡多	185.8
22 静岡県	22205 静岡	86.7	29 奈良県	29205 南和	123.5	40 福岡県	40201 福岡・糸島	118.8
22 静岡県	22206 志太榛原	93.7	30 和歌山県	30201 和歌山	119.2	40 福岡県	40202 粕屋	73.2
22 静岡県	22207 中東遠	60.1	30 和歌山県	30202 那賀	120.6	40 福岡県	40203 宗像	74.5
22 静岡県	22208 西部	85.0	30 和歌山県	30203 橋本	87.6	40 福岡県	40204 筑紫	72.5
23 愛知県	23202 海部	68.3	30 和歌山県	30204 有田	64.8	40 福岡県	40205 朝倉	124.8
23 愛知県	23204 尾張東部	104.3	30 和歌山県	30205 御坊	157.7	40 福岡県	40206 久留米	183.8
23 愛知県	23205 尾張西部	82.5	30 和歌山県	30206 田辺	147.6	40 福岡県	40207 八女・筑後	81.1
23 愛知県	23206 尾張北部	71.0	30 和歌山県	30207 新宮	77.2	40 福岡県	40208 有明	122.1
23 愛知県	23207 知多半島	97.9	31 鳥取県	31201 東部	117.6	40 福岡県	40209 飯塚	100.1
23 愛知県	23208 西三河北部	73.8	31 鳥取県	31202 中部	107.5	40 福岡県	40210 直方・鞍手	78.2
23 愛知県	23209 西三河南部西	65.9	31 鳥取県	31203 西部	234.3	40 福岡県	40211 田川	98.1
23 愛知県	23210 西三河南部東	56.8	32 島根県	32201 松江	108.9	40 福岡県	40212 北九州	126.4
23 愛知県	23211 東三河北部	64.7	32 島根県	32202 雲南	54.3	40 福岡県	40213 京築	49.5
23 愛知県	23212 東三河南部	78.9	32 島根県	32203 出雲	135.4	41 佐賀県	41201 中部+東部	113.0
23 愛知県	23213 名古屋・尾張	109.9	32 島根県	32204 大田	116.8	41 佐賀県	41202 北部+西部	81.5
24 三重県	24201 北勢	66.7	32 島根県	32205 浜田	102.1	41 佐賀県	41203 南部	113.4
24 三重県	24202 中勢伊賀	123.7	32 島根県	32206 益田	85.2	42 長崎県	42201 長崎	138.2
24 三重県	24203 南勢志摩	99.8	32 島根県	32207 隠岐	98.3	42 長崎県	42202 佐世保県北	84.7
24 三重県	24204 東紀州	119.2	33 岡山県	33201 県南東部	129.0	42 長崎県	42203 県央	118.3
25 滋賀県	25201 大津・湖西	167.3	33 岡山県	33202 県南西部	114.6	42 長崎県	42204 県南	69.5
25 滋賀県	25202 湖南・甲賀	85.9	33 岡山県	33203 高梁・新見	143.9	42 長崎県	42205 五島	100.9
25 滋賀県	25203 東近江	104.3	33 岡山県	33204 真庭	23.0	42 長崎県	42206 上五島	83.4
25 滋賀県	25204 湖東・湖北	98.6	33 岡山県	33205 津山・英田	89.8	42 長崎県	42207 壱岐	99.1
26 京都府	26201 丹後	120.5	34 広島県	34201 広島	99.9	42 長崎県	42208 対馬	107.5
26 京都府	26202 中丹	110.1	34 広島県	34202 広島西	133.2	43 熊本県	43201 有明・鹿本圏	63.3
26 京都府	26203 南丹	133.6	34 広島県	34203 呉	117.6	43 熊本県	43202 熊本中央圏域	114.6
26 京都府	26204 京都・乙訓	159.2	34 広島県	34204 広島中央	72.0	43 熊本県	43203 菊池圏域	63.4
26 京都府	26205 山城北	103.7	34 広島県	34205 尾三	96.4	43 熊本県	43204 八代圏域	80.7
26 京都府	26206 山城南	88.8	34 広島県	34206 福山・府中	72.6	43 熊本県	43205 天草圏域	162.7
27 大阪府	27201 豊能	120.5	34 広島県	34207 備北	108.0	43 熊本県	43206 芦北圏域	277.6
27 大阪府	27202 三島	115.4	35 山口県	35201 岩国	98.1	43 熊本県	43207 球磨圏域	85.9
27 大阪府	27203 北河内	102.5	35 山口県	35202 柳井・周南	91.5	44 大分県	44201 東部	116.4
27 大阪府	27204 中河内	75.1	35 山口県	35203 山口・防府	93.0	44 大分県	44202 中部	131.9
27 大阪府	27205 南河内	139.5	35 山口県	35204 宇部・小野田	156.6	44 大分県	44203 南部	80.7
27 大阪府	27206 堺市	97.5	35 山口県	35205 下関・長門	96.7	44 大分県	44204 豊肥	132.1
27 大阪府	27207 泉州	107.3	36 徳島県	36201 東部	128.7	44 大分県	44205 西部	40.2
27 大阪府	27208 大阪市	114.8	36 徳島県	36202 南部	128.5	44 大分県	44206 北部	88.2
28 兵庫県	28201 神戸・三田	123.6	36 徳島県	36203 西部	99.1	45 宮崎県	45201 県央	104.3
28 兵庫県	28202 阪神	103.1	37 香川県	37201 大川	120.0	45 宮崎県	45202 県西	64.0
28 兵庫県	28203 東播磨	78.1	37 香川県	37202 小豆	144.3	45 宮崎県	45203 県北	67.8
28 兵庫県	28204 北播磨	80.6	37 香川県	37203 高松	123.2	45 宮崎県	45204 県南	91.4
28 兵庫県	28205 播磨姫路	90.3	37 香川県	37204 中讃	123.3	46 鹿児島県	46201 薩摩	97.3
28 兵庫県	28206 但馬	106.4	37 香川県	37205 三豊	105.2	46 鹿児島県	46202 北薩	66.3
28 兵庫県	28207 丹波	132.6	38 愛媛県	38201 宇摩・新居浜	88.9	46 鹿児島県	46203 姶良・伊佐	83.4
28 兵庫県	28208 淡路	116.1	38 愛媛県	38202 今治	107.4	46 鹿児島県	46204 大隅	62.0
			38 愛媛県	38203 松山・八幡浜	121.5	46 鹿児島県	46205 熊毛	67.0
			38 愛媛県	38204 宇和島	137.4	46 鹿児島県	46206 奄美	50.9
						47 沖縄県	47201 北部	105.0
						47 沖縄県	47202 中部	85.7
						47 沖縄県	47203 南部	96.5
						47 沖縄県	47204 宮古	119.8
						47 沖縄県	47205 八重山	53.4

※都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各小児医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を8.5、2と設定した。そのため、上記の「都道府県の医師確保計画に用いられている医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する小児医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

## (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 外来医師偏在指標

## (二次医療圏別)

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標
00	全国	全国	106.3	0701	福島県	県北	105.6	1301	東京都	区中央部	239.6	2001	長野県	佐久	96.9
0101	北海道	南渡島	92.1	0702	福島県	県中	86.6	1302	東京都	区南部	132.1	2002	長野県	上小	86.0
0102	北海道	南檜山	62.8	0703	福島県	県南	80.8	1303	東京都	区西南部	167.5	2003	長野県	諏訪	95.5
0103	北海道	北渡島檜山	65.9	0706	福島県	相双	90.7	1304	東京都	区西部	186.5	2004	長野県	上伊那	87.7
0104	北海道	札幌	119.7	0707	福島県	いわき	85.3	1305	東京都	区西北部	128.3	2005	長野県	飯伊	95.8
0105	北海道	後志	99.8	0708	福島県	会津・南会津	77.2	1306	東京都	区東北部	108.0	2006	長野県	木曾	108.9
0106	北海道	南空知	88.6	0801	茨城県	水戸	84.7	1307	東京都	区東部	112.9	2007	長野県	松本	123.6
0107	北海道	中空知	85.9	0802	茨城県	日立	72.6	1308	東京都	西多摩	80.6	2008	長野県	大北	136.1
0108	北海道	北空知	92.0	0803	茨城県	常陸太田・ひたちなか	69.1	1309	東京都	南多摩	98.0	2009	長野県	長野	94.1
0109	北海道	西胆振	84.1	0804	茨城県	鹿行	79.9	1310	東京都	北多摩西部	96.6	2010	長野県	北信	79.1
0110	北海道	東胆振	76.2	0805	茨城県	土浦	97.6	1311	東京都	北多摩南部	118.8	2101	岐阜県	岐阜	113.6
0111	北海道	日高	69.8	0806	茨城県	つくば	90.6	1312	東京都	北多摩北部	90.4	2102	岐阜県	西濃	95.6
0112	北海道	上川中部	102.4	0807	茨城県	取手・竜ヶ崎	82.5	1313	東京都	島しょ	149.3	2103	岐阜県	中濃	92.0
0113	北海道	上川北部	83.7	0808	茨城県	筑西・下妻	92.7	1404	神奈川県	川崎北部	103.7	2104	岐阜県	東濃	91.2
0114	北海道	富良野	61.1	0809	茨城県	古河・坂東	83.7	1405	神奈川県	川崎南部	104.5	2105	岐阜県	飛騨	86.0
0115	北海道	留萌	70.5	0901	栃木県	県北	81.4	1406	神奈川県	横浜賀・三浦	101.5	2201	静岡県	賀茂	108.1
0116	北海道	宗谷	62.2	0902	栃木県	県西	99.0	1407	神奈川県	湘南東部	103.0	2202	静岡県	熱海伊東	90.1
0117	北海道	北網	76.0	0903	栃木県	宇都宮	107.5	1408	神奈川県	湘南西部	54.2	2203	静岡県	駿東田方	96.6
0118	北海道	遠紋	94.3	0904	栃木県	県東	98.1	1409	神奈川県	相模	76.2	2204	静岡県	富士	90.3
0119	北海道	十勝	70.7	0905	栃木県	県南	95.8	1410	神奈川県	相模原	72.2	2205	静岡県	静岡	93.0
0120	北海道	釧路	65.4	0906	栃木県	両毛	93.3	1411	神奈川県	奥西	83.5	2206	静岡県	志太榛原	76.1
0121	北海道	根室	60.4	1001	群馬県	前橋	127.3	1412	神奈川県	相模原	105.5	2207	静岡県	中東遠	79.4
0201	青森県	津軽地域	93.4	1002	群馬県	渋川	94.4	1501	新潟県	下越	74.7	2208	静岡県	西部	90.9
0202	青森県	八戸地域	74.5	1003	群馬県	伊勢崎	95.1	1502	新潟県	新潟	94.9	2302	愛知県	海部	63.5
0203	青森県	青森地域	91.6	1004	群馬県	高崎・安中	112.5	1503	新潟県	県央	81.7	2304	愛知県	尾張東部	91.2
0204	青森県	西北五地域	66.9	1005	群馬県	藤岡	97.6	1504	新潟県	中越	77.2	2305	愛知県	尾張西部	93.9
0205	青森県	上十三地域	71.4	1006	群馬県	富岡	110.8	1505	新潟県	魚沼	66.2	2306	愛知県	尾張北部	90.9
0206	青森県	下北地域	68.1	1007	群馬県	吾妻	96.4	1506	新潟県	上越	72.6	2307	愛知県	知多半島	84.8
0301	岩手県	盛岡	91.2	1008	群馬県	沼田	104.0	1507	新潟県	佐渡	86.0	2308	愛知県	西三河北部	80.1
0302	岩手県	岩手中部	73.9	1009	群馬県	桐生	107.1	1601	富山県	新川	86.7	2309	愛知県	西三河南部西	80.5
0303	岩手県	胆江	80.4	1010	群馬県	太田・館林	75.3	1602	富山県	富山	101.2	2310	愛知県	西三河南部東	81.0
0304	岩手県	両磐	72.9	1101	埼玉県	南部	84.2	1603	富山県	高岡	98.3	2311	愛知県	東三河北部	94.2
0305	岩手県	気仙	71.2	1102	埼玉県	南西部	91.2	1604	富山県	砺波	93.2	2312	愛知県	東三河南部	86.3
0306	岩手県	釜石	84.9	1103	埼玉県	東部	75.6	1701	石川県	南加賀	94.2	2313	愛知県	名古屋・尾張中部	111.0
0307	岩手県	宮古	64.9	1104	埼玉県	さいたま	98.1	1702	石川県	石川中央	119.0	2401	三重県	北勢	101.4
0308	岩手県	久慈	73.4	1105	埼玉県	県央	77.6	1703	石川県	能登中部	92.8	2402	三重県	中勢伊賀	104.3
0309	岩手県	二戸	72.1	1106	埼玉県	川越比企	83.9	1704	石川県	能登北部	87.8	2403	三重県	南勢志摩	105.3
0401	宮城県	仙台	86.1	1107	埼玉県	西部	80.6	1801	福井県	福井・坂井	116.9	2404	三重県	東紀伊	122.1
0403	宮城県	仙台	110.2	1108	埼玉県	利根	85.6	1802	福井県	奥越	77.2	2501	滋賀県	大津	118.0
0406	宮城県	大崎・栗原	74.9	1109	埼玉県	北部	95.2	1803	福井県	丹南	93.8	2502	滋賀県	湖南	98.5
0409	宮城県	石巻・登米・気仙沼	74.2	1110	埼玉県	秩父	110.1	1804	福井県	嶺南	80.6	2503	滋賀県	甲賀	83.5
0501	秋田県	大館・鹿角	63.8	1201	千葉県	千葉	97.1	1901	山梨県	中北	108.0	2504	滋賀県	東近江	95.0
0502	秋田県	北秋田	73.4	1202	千葉県	東葛南部	88.1	1902	山梨県	峡東	111.0	2505	滋賀県	湖東	101.2
0503	秋田県	能代・山本	81.0	1203	千葉県	東葛北部	92.4	1903	山梨県	峡南	109.6	2506	滋賀県	湖北	90.2
0504	秋田県	秋田周辺	95.2	1204	千葉県	印旛	76.8	1904	山梨県	富士・東部	107.8	2507	滋賀県	湖西	93.9
0505	秋田県	由利本荘・にかほ	82.5	1205	千葉県	香取海浜	80.1					2601	京都府	丹後	89.0
0506	秋田県	大仙・仙北	82.6	1206	千葉県	山武長生夷隅	81.9					2602	京都府	中丹	100.2
0507	秋田県	横手	67.3	1207	千葉県	安房	84.2					2603	京都府	南丹	91.3
0508	秋田県	湯沢・雄勝	86.0	1208	千葉県	君津	84.2					2604	京都府	京都・乙訓	152.0
0601	山形県	村山	102.1	1209	千葉県	市原	63.7					2605	京都府	山城北	93.7
0602	山形県	最上	74.2									2606	京都府	山城南	86.3
0603	山形県	置賜	86.7												
0604	山形県	庄内	85.8												

※都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各二次医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も大きいものから並べて1/3の閾値を106.4と設定した。そのため、上記の「都道府県の外来医療計画に用いられている外来医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する二次医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

## (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

# 外来医師偏在指標

## (二次医療圏別)

医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標	医療圏コード	都道府県名	二次医療圏名	外来医師偏在指標
2701	大阪府	豊能	112.3	3501	山口県	岩国	104.0	4302	熊本県	宇城	88.3
2702	大阪府	三島	100.2	3502	山口県	柳井	88.5	4303	熊本県	有明	104.5
2703	大阪府	北河内	101.0	3503	山口県	周南	96.2	4304	熊本県	鹿本	91.8
2704	大阪府	中河内	103.9	3504	山口県	山口・防府	102.8	4305	熊本県	菊池	99.8
2705	大阪府	南河内	102.7	3505	山口県	宇部・小野	120.3	4306	熊本県	阿蘇	133.3
2706	大阪府	堺市	101.2	3506	山口県	下関	116.3	4308	熊本県	八代	107.7
2707	大阪府	泉州	100.7	3507	山口県	長門	85.6	4309	熊本県	戸北	103.1
2708	大阪府	大阪市	138.3	3508	山口県	萩	106.9	4310	熊本県	球磨	91.4
2801	兵庫県	神戸	127.6	3601	徳島県	東部	145.2	4311	熊本県	天草	104.7
2804	兵庫県	東播磨	94.0	3603	徳島県	南部	103.2	4312	熊本県	熊本・上益城	124.2
2805	兵庫県	北播磨	95.1	3605	徳島県	西部	125.9	4401	大分県	東部	135.3
2808	兵庫県	但馬	101.8	3702	香川県	小豆	48.0	4403	大分県	中部	122.7
2809	兵庫県	丹波	103.8	3706	香川県	東部	138.4	4405	大分県	南部	114.3
2810	兵庫県	淡路	114.8	3707	香川県	西部	112.4	4406	大分県	豊肥	138.0
2811	兵庫県	阪神	119.6	3801	愛媛県	宇摩	90.5	4408	大分県	西部	112.0
2812	兵庫県	播磨姫路	97.5	3802	愛媛県	新居浜・西	103.7	4409	大分県	北部	107.1
2901	奈良県	奈良	136.3	3803	愛媛県	今治	106.7	4501	宮崎県	宮崎東諸県	120.4
2902	奈良県	東和	105.6	3804	愛媛県	松山	133.8	4502	宮崎県	都城北諸県	87.5
2903	奈良県	西和	104.4	3805	愛媛県	八幡浜・大	129.2	4503	宮崎県	延岡西臼杵	83.3
2904	奈良県	中和	96.0	3806	愛媛県	宇和島	111.3	4504	宮崎県	日南串間	107.2
2905	奈良県	南和	146.7	3901	高知県	安芸	116.2	4505	宮崎県	西諸	96.8
3001	和歌山県	和歌山	154.1	3902	高知県	中央	118.2	4506	宮崎県	西都児湯	112.6
3002	和歌山県	那賀	116.8	3903	高知県	高幡	120.7	4507	宮崎県	日向入郷	77.1
3003	和歌山県	橋本	116.1	3904	高知県	幡多	90.5	4601	鹿児島県	鹿児島	127.4
3004	和歌山県	有田	136.4	4001	福岡県	福岡・糸島	140.0	4603	鹿児島県	南薩	120.4
3005	和歌山県	御坊	138.0	4002	福岡県	粕屋	103.8	4605	鹿児島県	川薩	125.4
3006	和歌山県	田辺	114.5	4003	福岡県	宗像	100.0	4606	鹿児島県	出水	86.7
3007	和歌山県	新宮	94.7	4004	福岡県	筑紫	98.5	4607	鹿児島県	始良・伊佐	103.8
3101	鳥取県	東部	104.5	4005	福岡県	朝倉	128.6	4609	鹿児島県	曾於	89.5
3102	鳥取県	中部	108.4	4006	福岡県	久留米	129.3	4610	鹿児島県	肝属	97.4
3103	鳥取県	西部	138.6	4007	福岡県	八女・筑後	110.0	4611	鹿児島県	熊毛	84.8
3201	島根県	松江	115.5	4008	福岡県	有明	117.8	4612	鹿児島県	奄美	105.3
3202	島根県	雲南	90.9	4009	福岡県	飯塚	108.2	4701	沖縄県	北部	85.9
3203	島根県	出雲	124.5	4010	福岡県	直方・鞍手	133.6	4702	沖縄県	中部	82.2
3204	島根県	大田	106.2	4011	福岡県	田川	115.5	4703	沖縄県	南部	106.8
3205	島根県	浜田	113.0	4012	福岡県	北九州	110.9	4704	沖縄県	宮古	90.6
3206	島根県	益田	97.5	4013	福岡県	京築	94.7	4705	沖縄県	八重山	106.4
3207	島根県	隠岐	103.1	4101	佐賀県	中部	132.0				
3301	岡山県	県南東部	136.6	4102	佐賀県	東部	146.8				
3302	岡山県	県南西部	107.8	4103	佐賀県	北部	99.0				
3303	岡山県	高梁・新見	118.7	4104	佐賀県	西部	103.1				
3304	岡山県	真庭	103.4	4105	佐賀県	南部	110.8				
3305	岡山県	津山・英田	115.3	4201	長崎県	長崎	154.2				
3401	広島県	広島	131.3	4202	長崎県	佐世保県北	98.4				
3402	広島県	広島西	114.5	4203	長崎県	県央	122.9				
3403	広島県	呉	127.5	4204	長崎県	県南	108.3				
3404	広島県	広島中央	107.4	4206	長崎県	五島	114.8				
3405	広島県	尾三	107.9	4207	長崎県	上五島	90.2				
3406	広島県	福山・府中	94.8	4208	長崎県	舌岐	127.5				
3407	広島県	備北	100.3	4209	長崎県	対馬	109.6				

※都道府県の外来医療計画の策定スケジュールを踏まえ、各二次医療圏の医師偏在指標が確定する前の段階において、その時点の指標に基づき、指標の値を最も大きいものから並べて1/3の閾値を106.4と設定した。そのため、上記の「都道府県の外来医療計画に用いられている外来医師偏在指標」においては、当該閾値に該当する二次医療圏数が、必ずしも総数の1/3と一致しない場合がある。

## (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。